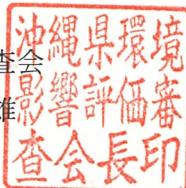




環評審第12号
令和6年10月10日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 日高 雄道



ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る事後調査報告書
の審査について（答申）

令和6年8月1日付け沖縄県諮問環第9号で諮問のあったみだしのことについて、別添の
とおり答申します。



ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る
事後調査報告書に対する答申

1 水の汚れについて

St. 3 及び St. 4 における T-N が監視基準を超過したことについて、「評価書当時においても複数の地点において監視基準超過が確認されている」、「当該施設の放流箇所に最も近い St. 2 では夏季、冬季ともに比較的低い値を示しており、St. 2 で監視基準を満たしている時点で、St. 3、St. 4 の超過は当該施設の放流の影響とは考えられない」としているが、夏季における St. 4 の T-N の調査結果（表層 0.35mg/L、中層 0.34mg/L）は、評価書時における全調査地点の値よりも高い値となっており、施設の供用開始に伴う放流による影響も否定できないと考える。

については、海域の水質調査の結果、監視基準を超過する項目（T-N 以外の項目も含む）が確認された場合には、当該調査日前の数日間におけるし尿処理施設の処理水量、処理水質、海域の潮流の状況等を総合的に勘案した上で事業による影響の有無について考察させ、事業の影響が考えられる場合は追加の環境保全措置を講じさせること。

2 ヒジキについて

過年度調査と比較して、調査地点の 3 地点とも生育範囲及び生育幅が狭くなり、また、最大藻長、湿重量が大きく減少していることについて、春季調査時に藻食魚類による食害と考えられる葉や主枝の欠損が確認されたことから、当該影響により生殖器床も消失したことで有性生殖が殆ど行われず、分布範囲などの減少に繋がった可能性が考えられたとしているが、施設の供用開始に伴う放流による影響も否定できないと考える。

については、次回の事後調査では、専門家等の助言を踏まえ、調査地点において魚類による食害有無を確認するための食害防護籠の設置を検討させるとともに、栄養塩類（T-N 及び T-P）の追加調査等を行うことにより、事業による影響の有無について考察させ、事業の影響が考えられる場合は追加の環境保全措置を講じさせること。